

NZYM-JA 株を利用して生産された β -アミラーゼに係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「NZYM-JA 株を利用して生産された β -アミラーゼ」については、平成 28 年 2 月 26 日付けで遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請を受理したことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、 β -アミラーゼの生産性を向上させるため、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主とし、*Bacillus flexus* 由来の β -アミラーゼ遺伝子（*bmyFzyn2* 遺伝子）の導入等を行って得られた NZYM-JA 株を利用して生産された β -アミラーゼである。なお、NZYM-JA 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来の β -アミラーゼと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。

(参考)

β -アミラーゼは、アミロース、アミロペクチン等のグルコース重合体の α -1,4 結合を加水分解する反応を触媒する酵素である。